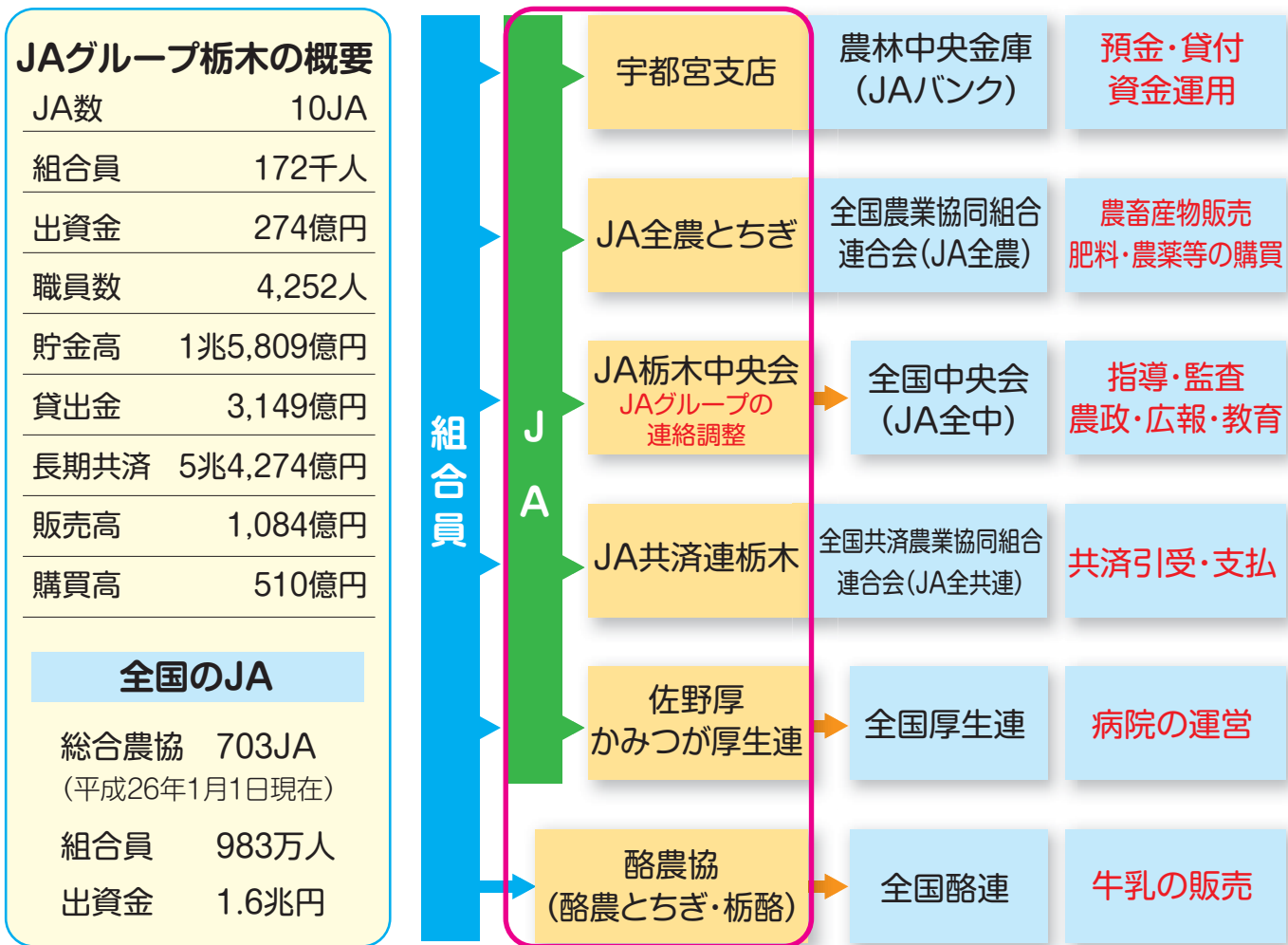


JAグループは様々な活動や事業を通じて、
組合員・地域の皆様の農業や暮らしを
支援しています。

JAグループ栃木の組織



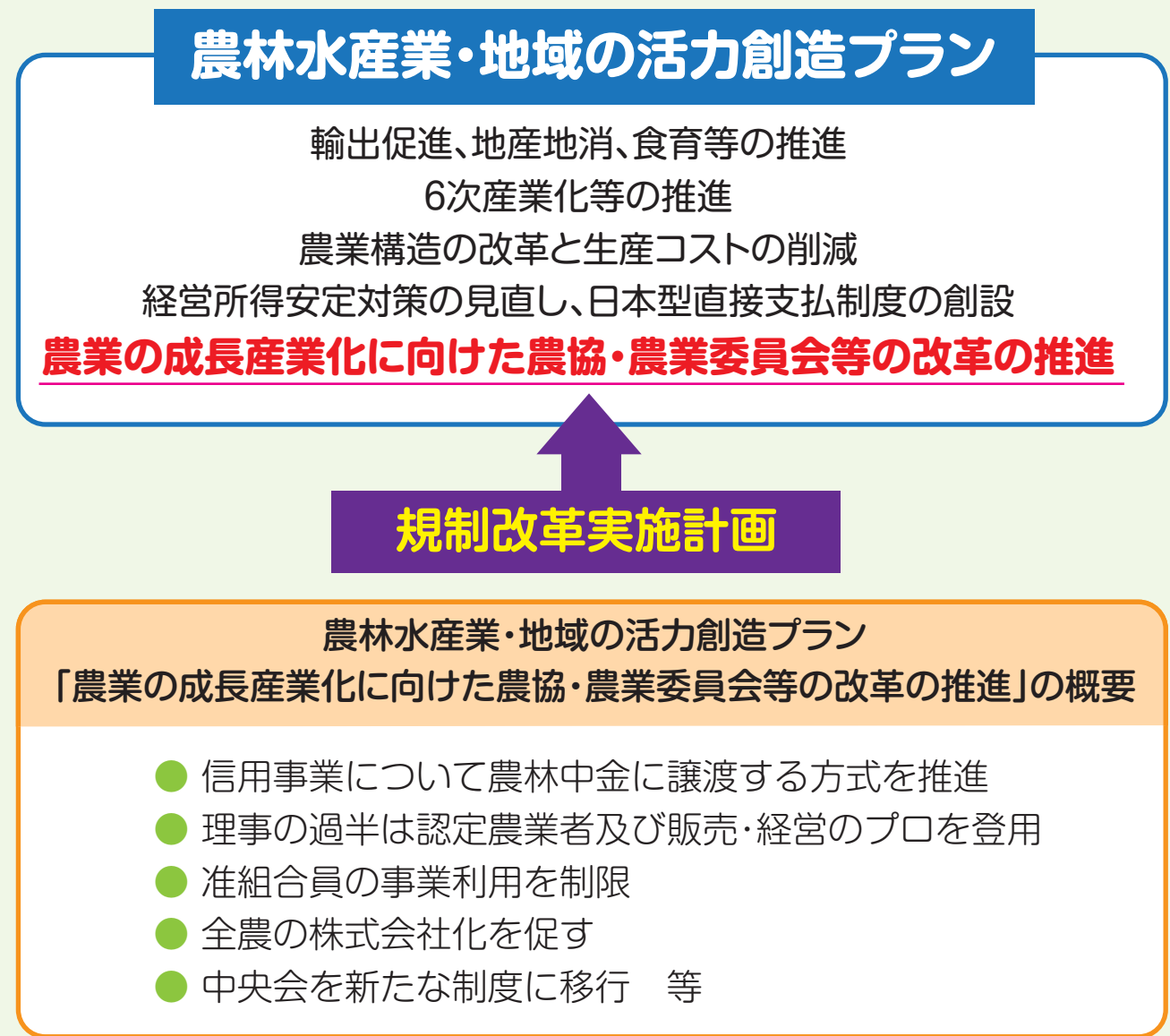
今後もより良い支援を行うため、本年4月に「**営農・経済革新プラン**」を取りまとめました。

- ①食料の自給力の向上による生産拡大
- ②我が国の食と農の価値の創造による農業所得の最大化
- ③農を基軸とした地域の活性化

を基本目標に掲げ、**改革すべきは自ら改革する**姿勢で、今後5年間で事業改革、組織対応を行っていきます。

農協改革は自己改革が基本です

政府は6月24日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂しました。
今回の改訂は政府の「規制改革実施計画」を受けて、「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」が新たな項目として追加されました。
しかしその「改革」の実態は、政府や産業界からみて、農協・農業委員会制度、農業生産法人の要件を自分たちの都合のよい方向に見直し、組織の弱体化を図るものです。



このほか、農業委員会・農業生産法人についても改革が提案されています。
〈農業委員会の改革〉 ○農業委員の選出方法、県農業会議・全国農業会議所制度の見直し 等
〈農業生産法人要件の見直し〉 ○農地を取得できる農業生産法人の要件の緩和(役員要件、構成員要件) 等

農協改革により想定される組合員・地域社会への影響

農林水産業・地域の
活力創造プラン

単協の活性化・健全化の推進

- 信用事業を農林中金に移管する方式を推進する。
- 共済事業の事務負担を軽減する方式を全共連が提供し、活用を推進する。

理事会の見直し

- 理事の過半は認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。
- 理事への若い世代や女性の登用についても戦略的に取り組む。

組合員の在り方

- 農業者の協同組合としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について一定のルールを導入する方向で検討する。

全農の事業・組織の見直し

- 全農は農協出資の株式会社に転換することを可能とし、独禁法の問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促す。

中央会制度の新たな制度への移行

- 現行の制度から自律的な新たな制度へ移行する。

総合事業だからこそ出来る 組合員対応

- 信用事業や共済事業は、組合員の営農活動や暮らしを支える基幹事業である。これらの事業をJAが主体的に実施しているからこそ、総合事業として組合員の営農活動を支援することが可能である。

組合員の意志反映を重視 した理事会制度

- 組合員の意思を反映した組織運営が実施できるよう、理事の3分の2以上は正組合員であることが農協法に定められている。
- 女性理事の登用は実施済み。若い世代に経営に参画してもらうことも重要である。

准組合員の事業利用

- JAの事業は、農業者だけでなく、地域住民のライフラインとしても重要な役割を果たしている。
- 准組合員が事業を利用することにより、JA事業の安定化とスケールメリットが発揮され、結果的に正組合員の所得向上につながる。

全農が果たしている役割

- 全農は、JAの販売・購買事業の補完とともに、栃木県産農産物のブランド化、米・麦等の県内共販による有利販売、生産資材の共同購入に基づく価格交渉など農家手取りの最大化に取り組んでいる。
- また、農機・自動車事業、食材事業などJAだけでは事業量の確保が難しい事業について、県域で集約して対応している。

中央会が果たしている役割

- 中央会は、JAの健全な発展を目的として、農協法に基づき全国及び各都道府県に設置されている。
- JAグループの組織代表機能と指導機能を担っており、具体的には経営指導・監査、営農・農政対策、役員研修、総合企画調整、JA電算処理システムの開発・維持を行っている。

農業生産法人の要件緩和

- 農地が取得できる「農業生産法人」の要件を緩和する。
- ・役員農作業従事要件
役員1人以上
- ・構成員要件
農業者以外の者の議決権は1/2未満

現状の要件は次の通り

- 役員農作業従事要件
役員過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること
このうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)すること
- 構成員要件
農業関係者以外の者の議決権は1/4未満

JAグループの現状

JAの信用事業・共済事業を 農林中金等へ移管した場合

- 営農指導や他の事業と結びついた、組合員の実情に応じた柔軟な対応が困難になります。
- JAの収益力が低下する恐れがあり、営農指導員が十分確保できず、また販売・購買事業の手数料引き上げにもつながり、農家の経営に悪影響を及ぼします。

理事の過半を外部者とする ことが強制された場合

- 組合員ではない理事が多くなると、組合員の意思と異なる組織運営がされる可能性が高くなります。
- 特に一般企業の経営経験者が常勤役員になった場合、本来の協同組合とはかけ離れた利益最重視の経営となる懸念があります。

准組合員の事業利用が制限 された場合

- 地域生活において、JAのガソリンスタンドや金融窓口などの利用を制限することは、地域住民においても非常に不都合となり、生活に支障をきたすこととなります。
- 事業量の減少により、JAの経営への影響も大きなものとなります。

全農が株式会社化した場合

- 株式会社化した場合は、当然のことながら会社の利益の追求が第1となり、会員・組合員の意向とは無関係に事業が行われかねません。
- 独禁法の適用除外がなくなるにより、JAグループの販売事業の柱である共販事業の維持、共同購入による資材の低価格・安定供給ができなくなり、事業遂行への影響は大きなものとなります。

社団法人等農協法以外の法律に基づく 組織に移行した場合

- 指導機能について、農協法の規定のもとに行ってきた「JAの指導」は根拠がなくなり、たとえば一般社団法人化した場合では、法律に基づかない「助言」でしかなくなります。
- TPP反対運動や組合員からの要望積み上げに基づく提言活動が地域限定となり、農家・JAの意思を反映した県・国段階の政策実現が難しくなります。
- JAを補完するため、県域・全国域に事業別に連合会がありますが、JAグループ栃木としての総合力を発揮した取り組みができなくなります。
- 監査と一体となった経営指導ができなくなり、JAに対する破綻未然防止の取り組みが機能しなくなります。

農業生産法人の要件が緩和 された場合

- 要件の緩和により、企業の農地取得が容易になります。
- 農地取得により農業参入した場合、経営がうまくいかなければ、すぐに撤退し、その農地が耕作放棄地となる恐れがあります。
- 農地の投機目的や、廃棄物処理場など、本来の農業以外の目的での取得も懸念されます。

改革による組合員・地域社会への影響